

2025 年 3 月 14 日

株主各位

大阪市北区中之島 4 丁目 2 番 30 号
中央自動車工業株式会社
代表取締役社長 坂田 信一郎

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025 年 2 月 28 日（金）開催の取締役会において、2025 年 4 月 1 日（火）付をもって、普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割することを決議いたしました。つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2025 年 3 月 31 日（月）と定めしましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 4 月 1 日（火）付をもって、当社定款第 6 条を変更し、160 百万株増加して 240 百万株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2025 年 4 月下旬にお届出住所にお送りする予定です。
2. 2025 年 4 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ 信託銀行株式会社

連絡先

大阪市中心区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777（フリーダイヤル）